告示

○国家公安委員会告示第四十八号

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十一号）附則第三項の規定による提出をした法人から、名称の変更の届出があったので、同規則第四条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十月二十四日

国家公安委員会委員長　小川惠里子

一　社団法人福島県猟友会の名称

(一)　変更前の名称　社団法人福島県猟友会

(二)　変更後の名称　一般社団法人福島県猟友会

(三)　変更の年月日　平成二十六年四月一日

二　社団法人香川県猟友会の名称

(一)　変更前の名称　社団法人香川県猟友会

(二)　変更後の名称　一般社団法人香川県猟友会

(三)　変更の年月日　平成二十六年四月一日

○国家公安委員会告示第四十九号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第三十七条第一項の規定により次の法人を認定したので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十月二十四日

国家公安委員会委員長　小川惠里子

一　認定年月日　平成二十六年十月九日

二　名称　一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会

三　住所　東京都千代田区九段南二丁目三番九号

四　代表者の氏名　田中　節夫

○消防庁告示第二十七号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の五第四項において準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、同令第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関として登録した日本消防検定協会から認定を行おうとする消防用設備等又はこれらの部分である機械器具の変更の届出があったので、同令第三十一条の五第四項において準用する同令第一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。

平成二十六年十月二十四日

消防庁長官　坂本　森男

一　変更後の認定を行う消防用設備等又はこれらの部分である機械器具

イ　自動火災報知設備の地区音響装置

ロ　非常警報設備の非常ベル及び自動式サイレン

ハ　非常警報設備の放送設備

ニ　パッケージ型自動消火設備

ホ　総合操作盤

ヘ　放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備

ト　屋内消火栓設備等（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、屋外消火栓設備及び連結送水管）の簡易操作型放水用設備、消火栓弁、ノズル及び消防用ホースと結合金具の装着部

チ　特定駐車場用泡消火設備の閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手

二　変更の日

平成二十六年十月一日

○法務省告示第四百四十八号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同令及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十六年十月二十四日

法務大臣　上川　陽子

登記所指定の効力が生ずる日

一　平成二十六年十一月二十五日　登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第二十九号）の規定によりその商業登記の事務（静岡地方法務局焼津出張所の管轄に属する事務に限る。）が静岡地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の静岡地方法務局藤枝出張所

附　則

この告示は、平成二十六年十月二十四日から施行する。

○厚生労働省告示第三百九十六号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第四号の規定に基づき、薬事法第四条第五項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月二十五日から適用する。

平成二十六年十月二十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号中(8)を削り、(9)を(8)とし、(10)から(15)までを(9)から(14)までとする。

○厚生労働省告示第三百九十七号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月二十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表に次のように加える。

エビナスチン	平成二十六年十月二十五日

○農林水産省告示第千四百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十四日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　熊本県八代市坂本町川嶽字明神谷三四九一、三五〇三、三五〇五、三五一二、三五一三、三五一六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字明神谷三四九一・三五〇三・三五〇五・三五一二・三五一三・三五一六（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十四日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　熊本県八代市泉町栗木字廣川間五九五六、五九五七、五九六八から五九七〇まで、五九七一の一から五九七一の三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字廣川間五九五六・五九七一の一・五九七一の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）